



# 指宿市特定教育・保育施設等 料金表 (R1.10.1~)



(単位：円・月額)

【幼稚園・認定こども園の幼稚園部分】

【保育所，認定こども園の保育所部分，地域型保育事業】

多子算定	定義	階層区分	1号認定	副食費
			教育標準時間	
算定児の年齢制限無し	生活保護世帯	1	無料	無料
	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む)	2		
	上記のうち 母子・父子世帯 障害者同居世帯	2 減		
	市民税所得割 77,100円以下	3		
	上記のうち 母子・父子世帯 障害者同居世帯	3 減		
(算定児の3年生制以下あり)	市民税所得割 211,200円以下	4	無料	有料 (施設で定める額) ※第3子以後無料
	市民税所得割 211,201円以上	5		

多子算定	定義	階層区分	2号認定 ※3歳に達した年度中は3号認定の額となります			3号認定	
			保育標準時間	保育短時間	副食費	保育標準時間	保育短時間
算定児の年齢制限無し	生活保護世帯	1	無料	無料	無料	無料	無料
	市民税非課税世帯	2				無料	無料
	上記のうち 母子・父子世帯 障害者同居世帯	2 減				無料	無料
	市民税所得割 48,600円未満	3				17,500	17,300
	上記のうち 母子・父子世帯 障害者同居世帯	3 減				7,000 ※第2子以後無料	7,000 ※第2子以後無料
	市民税所得割 57,700円未満	4(1)				26,000	25,600
	市民税所得割 77,101円未満 母子・父子世帯 障害者同居世帯	4(2)				7,000 ※第2子以後無料	7,000 ※第2子以後無料
算定児の年齢制限あり (小学校就学年齢前)	市民税所得割 97,000円未満	4(3)	無料	有料 (施設で定める額) ※第3子以後無料	26,000	25,600	
	市民税所得割 169,000円未満	5			34,500	34,000	
	市民税所得割 301,000円未満	6			40,000	39,400	
	市民税所得割 301,000円以上	7			41,000	40,300	

※1 同じ世帯に子が2人以上いる場合

【1号認定・2号認定の副食費】

1号認定は小学3年生以下，2号認定は小学校就学前の上の子から数えて3番目以後は副食費が無料

【3号認定の保育料】

①色付き枠内以外の階層に該当する世帯・・・小学校就学前の上の子から数えて2番目は半額，3番目以後は無料

②3階層世帯，4(1)階層世帯・・・年齢に関わらず子の最年長者から数えて2番目は半額，3番目以後は無料

③3減階層世帯，4(2)階層世帯・・・年齢に関わらず子の最年長者から数えて2番目以後は無料

(未就学児は保育所，保育所，認定こども園，幼稚園(新制度，未移行)，地域型保育事業(しらゆき保育園)，企業主導型保育施設，特別支援学校幼稚園部，児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅型児童発達支援，児童心理治療施設に在籍していること)

※2 3号認定の4(3)階層の世帯について，満18歳未満の児童(ただし，18歳に達する日以降最初の3月31日までの間を含む。)のうち，3人目以降に該当する児童については，※1後の額から保育料算定対象1子目は2/3，2子目は半額(10円未満切捨て)。

※3 里親世帯の保育料

【1号認定】

児童養護施設等，小規模住居型児童養育事業及び養育里親・・・2階層区分

養子縁組里親及び親族里親・・・保護者の所得に応じる

【2号・3号認定】

里親区分に関わらず1階層区分

